

第2期都筑区地域福祉保健計画の策定について

～第1期計画の取組成果・課題と第2期計画の取組の方向性～

(平成18年度～22年度)

(平成23年度～27年度)



【第1期計画の取組成果】

・地域においては、これまで地域で活発に行われてきたお祭り、盆踊り、運動会や配食サービス、清掃活動など地域行事を通じた交流や活動に加え、地域の課題解決のために住民同士が話し合う場として「地域懇談会」が開催され、「地域情報誌の作成」や「災害時における要援護者支援」「孤立しがちな高齢者の見守り」、「子育てサロンの開催」など、話し合いを具体化する自主的な取組が着々と進められています。

【第1期計画の取組から見えてきた課題】

・転入者の増加、自治会町内会加入率の低下などにより「地域のつながり」が希薄化する中、災害時の助け合いや孤立化防止などの地域の自主的な取組は、地域の中での顔の見える関係づくりや支援を必要としている人の把握に効果的であり、区全体へ取組を広げていく必要があります。

・若い世代や自治会町内会未加入世帯などの参加が少ないことなどにより、活動や取組の担い手となる自治会町内会を中心とする活動者が不足・固定化しています。

・介護や育児等の家族機能が低下などにより、家庭で子育てしている保護者やひとり暮らし高齢者、障害者など家族以外の人への支援が必要な人が増加する中、若い世代や自治会町内会未加入世帯を中心に、情報や支援が必要な人に届きにくい状況となっています。

【第2期計画の取組の方向性】

・若い世代や自治会町内会未加入世帯をはじめ、幅広い区民参加により、活動や取組の担い手を増やし、地域住民がお互いに顔が見え、必要な人に情報や支援が届き、支えあうことができる地域コミュニティの形成を目指し、次の3つの方向性に沿って策定していきます。

●地域コミュニティの形成を目指し、「3つの方向性」に沿って策定します。

⇒転入者の増加、近隣との付き合い方など価値観の多様化、自治会町内会加入率の低下などにより「地域のつながり」が希薄化する中、災害時の助け合いや孤立化の防止など、区役所等公的機関だけでは解決できない課題が増えてきており、地域の住民同士が、お互いに協力し合い、支え合うことができるように、顔の見える地域づくりの必要性が高まっています。

方向性① 顔の見える地域づくりを進めます。

⇒地域では、お祭り、盆踊り、清掃活動、配食サービスなどの地域行事を通じた交流や活動が活発に行われるとともに、災害時の助け合いや孤立化防止などの取組は着実に増えていますが、活動や取組の担い手が不足・固定化しており、誰もが担い手にも受け手にもなり、お互いが支え合うことができるよう若い世代や自治会町内会未加入世帯をはじめ幅広い区民参加により、活動の輪を広げていくことが必要となっています。

方向性② 幅広い区民参加で活動や取組の輪を広げます。

⇒核家族化とともに、介護や育児等の家族機能が低下する中、家庭で子育てしている保護者やひとり暮らし高齢者、障害者など家族以外の人への支援が必要な人が増えています。若い世代やひとり暮らし世帯など近所づきあいのほとんどない人も見られ、家族以外の人への支援が必要な人がますます把握しにくくなっており、支援が必要な人を把握し、相談機関や専門機関、適切なサービス提供につなげられる仕組みづくりや取組が必要となっています。

方向性③ 必要な人に支援が届く仕組みづくりや取組を進めます。

●第1期計画の基本理念・目標を継承します。

・「人と人との であい ささえあい わかちあい」を基本理念とする第1期都筑区地域福祉保健計画は、その取組により、区内に着実に地域福祉を推進する仕組みが広がってきており、5年間で完結するものではないため、引き続き、第2期計画においても、**第1期の基本理念や7つの目標を継承します。**

●15連合町内会自治会エリアごとの行動計画を策定します。

・第1期計画では、連合町内会自治会エリアごとに行動計画を策定（13地区）したことにより、地域ごとの主体的な取り組みを進めることができたため、第2期計画においても、引き続き、連合町内会自治会エリアごとの行動計画を策定（15地区）します。

・地域の特性・課題に応じて、地域が主体の計画づくりが進められるよう、地域の状況などの情報を地域に提供するとともに、幅広い区民参加により策定します。

○地域懇談会では、「3つの方向性」に沿ったテーマで話し合いを進めていきます。

●「都筑区こども・青少年育成計画」との整合を図ります。

・「都筑区こども・青少年育成計画」は、「都筑区地域福祉保健計画」の区役所行動計画「目標5 子育て支援、青少年の育成支援」を踏まえており、子育て・子育てを通して「人と人との であい ささえあい わかちあい」を実感できる仕組みをより一層充実するための計画として策定している。このため、第2期計画は、「都筑区こども・青少年計画」の内容を踏まえて策定します。

●都筑区社会福祉協議会「地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

・第1期計画では、区社協が策定する「地域福祉活動計画」も地域福祉保健計画の中で、社会福祉協議会の取組みとして掲載するなど、一体的に策定したが、第2期計画においても、引き続き、区役所と区社協とのさらなる連携強化を図り一体的に策定します。

●区役所・区社協・地域ケアプラザや関係機関が連携して策定します。

・福祉保健センター内だけでなく区役所全体の連携を図るとともに、区社協、地域ケアプラザ、関係機関と連携して策定します。

《計画策定に向けたスケジュール》

